

(別紙)

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後

(12 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔長官指定分〕)

		平成	第	号
		年	月	日
法人名等				
代表者氏名	殿			
国 税 庁 長 官				
法人税及び消費税の納税地指定通知書				
法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおり貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。				
記				
(指定納税地)				
(処分の理由)				

25.06 改正

(規格A4)

改正前

(12 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔長官指定分〕)

		平成	第	号
		年	月	日
法人名等				
代表者氏名	殿			
国 税 庁 長 官				
法人税及び消費税の納税地指定通知書				
法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記の <u>地</u> を貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。				
記				
指定納税地				
(追加)				

20.06 改正

(規格A4)

(13 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔局長指定分〕)

平成 第 年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定通知書

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおりに貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

(指定納税地)

(処分の理由)

(規格A4)

(13 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔局長指定分〕)

平成 第 年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定通知書

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記の地を貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

指定納税地

(追加)

(規格A4)

(14 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)〔長官指定分〕)

平成 第 年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税庁長官

法人税及び消費税の納税地指定通知書（指定替え）

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおりに貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、 年 月 日付 第 号による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

（指定納税地）

（処分の理由）

（規格A4）

(14 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)〔長官指定分〕)

平成 第 年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税庁長官

法人税及び消費税の納税地指定通知書（指定替え）

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記の地を貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、 年 月 日付 第 号による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

指定納税地

（追加）

（規格A4）

改正後

(15 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)〔局長指定分〕)

平成 年 月 日
第 号

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおり貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、 年 月 日付 第 号による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

(指定納税地)

(処分の理由)

(規格 A 4)

25.06 改正

改正前

(15 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)〔局長指定分〕)

平成 年 月 日
第 号

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記の地を貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、 年 月 日付 第 号による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

指定納税地

(追加)

(規格 A 4)

20.06 改正

(16 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔長官指定分〕)

平成 第 号
年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税庁長官

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

年 月 日付 第 号をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定しましたが、この度、以下の理由によりこの指定を解除したから通知します。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて提出してください。

(処分の理由)

(規格A4)

(16 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔長官指定分〕)

平成 第 号
年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税庁長官

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

年 月 日付 第 号をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定しましたが、この度この指定を解除したから通知します。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて提出してください。

(追加)

(規格A4)

(17 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔局長指定分〕)

(17 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔局長指定分〕)

平成 第 号
年 月 日

平成 第 号
年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

年 月 日付 第 号をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定
しましたが、この度、以下の理由によりこの指定を解除したから通知します。

年 月 日付 第 号をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定
しましたが、この度この指定を解除したから通知します。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する 税
務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて
提出してください。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する 税
務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて
提出してください。

(処分の理由)

(追加)

(規格A4)

(規格A4)


改 正 後

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

		減価償却資産の償却の方法等に関する 経過措置の適用を受ける旨の届出書		※整理番号		
				※課税/非課税		
平成 年 月 日 税務署長殿	法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ)	法人名等	〒	電話() -	
		(フリガナ)	代表者氏名		⑩	
			代表者住所	〒		
			事業種目			業
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	法人名等		※ 整理番号		
		本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門		
		代表者氏名	電話() -	決 算 期		
		代表者住所	〒	業 種 番 号		
		事業種目		整 理 簿		
定率法を選定している減価償却資産について、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号） 附則第3条第3項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受けたいので届け出ます。						
改正事業年度 (平成24年4月1日前に開始し、かつ、 同日以後に終了する(連結)事業年度)	1	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日				
適用を受けようとする 最初の(連結)事業年度	2	<input type="checkbox"/>	改正事業年度	<input type="checkbox"/>	平成24年4月1日以後最初に 開始する(連結)事業年度 自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
参考となるべき事項	3					
税理士署名押印		⑩				
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	
通信 日付印		年 月 日	確認 印			

(規格 A 4)

改 正 後

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置
の適用を受ける旨の届出書

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、その有する減価償却資産（連結子法人が有する減価償却資産を含みます。）につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して法人税法施行令第53条の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含みます。）において、その減価償却資産（法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロ(2)に掲げる資産及びこの届出書に記載された本経過措置の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度において同条第5項第2号イに規定する調整前償却額が同項第1号に規定する償却保証額に満たない資産を除きます。）について、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号。以下「改正法令」といいます。）附則第3条第3項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
なお、この届出書は平成24年4月1日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「改正事業年度（平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する（連結）事業年度1）」欄には、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（以下「改正事業年度」といいます。）を記載してください。
なお、改正事業年度に該当する事業年度がない場合（例：平成24年3月31日終了事業年度の法人である場合）には、記載する必要はありません。
 - (4) 「適用を受けようとする最初の（連結）事業年度2」欄には、改正法令附則第3条第3項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度の該当する□にレ印を付します。その適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度が「平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度」である場合には□にレ印を付すと同時に、その適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。
（注）改正事業年度を記載した法人が改正事業年度の翌事業年度から本経過措置の適用を受ける場合又は改正事業年度に該当する事業年度がない法人（例：平成24年3月31日終了事業年度の法人）が本経過措置の適用を受ける場合には、「平成24年4月1日以後最初に開始する（連結）事業年度」欄の□にレ印を付してその事業年度又は連結事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(103 特別修繕費の金額の認定申請書)

特別修繕費の金額の認定申請書

税務署受付印

※整理番号
※連絡グループ整理番号

提出人 (フリガナ)
法人名等
納税地
代表者氏名
代表者住所
この申請に回答する係及び氏名
事業種目
青色申告書提出の承認申請をした日
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日

税務署長殿

連子法人 (申請の対象が連子法人である場合に限り記載)
(フリガナ) 法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ) 代表者氏名
代表者住所
事業種目
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先

次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。

認定を受けようとする特別修繕費の金額

Table with 5 columns: 資産の種類等, 1, 名称等, 別紙付表のとおり, 2, 3, 4, 5

税理士署名押印

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考

25.06改正

(法1328-1)

改正前

(97 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の認定申請書

税務署受付印

※整理番号
※連絡グループ整理番号

提出人 (フリガナ)
法人名等
納税地
代表者氏名
代表者住所
この申請に回答する係及び氏名
事業種目
青色申告書提出の承認申請をした日
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日

税務署長殿

連子法人 (申請の対象が連子法人である場合に限り記載)
(フリガナ) 法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ) 代表者氏名
代表者住所
事業種目
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先

次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額(月数)の認定を申請します。

認定を受けようとする特別修繕費の金額又は月数

Table with 7 columns: 資産の種類等, 1, 船舶、熱風炉、溶鉱炉、溶解炉、球形ガスホルダー、貯油槽, 名称等, 別紙付表のとおり, 2, 3, 4, 5, 6, 7

税理士署名押印

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考

24.06改正

(法1328-1)

(規格A4)

改 正 後

(103 特別修繕費の金額の認定申請書)

特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。
 - (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。
ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
 - (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、付表により記載した書類
 - (2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(97 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字を○で囲みます。
 - (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。
ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
 - (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日（熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(7)において同じ。）を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
 - (7) 「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(4)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(4)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。
ただし、(4)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日（熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。）としてください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付表1、2、3又は4により記載した書類
なお、船舶以外の資産については平成24年4月1日前に開始した事業年度のみ申請が可能で
す。
 - (2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(104 付表)

付表

区 分		申 請 資 産	算定の基礎とした類似資産
種 類	1		
細 目	2		
船 名	3		
船 級	4		
船 籍 港	5		
航 行 水 域	6		
船 体 の 構 造	7		
総 ト ン 数	8	トン	トン
重 量 ト ン 数	9	トン	トン
長 さ	10	m	m
幅	11	m	m
深 さ	12	m	m
主 機 関 の 種 類	13		
主 機 関 の 馬 力	14	馬力	馬力
速 力	15	kt	kt
建 造 年 月 日	16	年 月 日	年 月 日
造 船 所 名	17		
中古資産を取得した場合はその年月日及び前所有者名	18		
取 得 価 額	19	千円	千円
資産の所有者の住所氏名	20		

25.6改正

(法1328-2)

改正前

(98 付表1 (船舶用))

付表 1 (船舶用)

区 分		申 請 資 産	算定の基礎とした類似資産
種 類	1		
細 目	2		
船 名	3		
船 級	4		
船 籍 港	5		
航 行 水 域	6		
船 体 の 構 造	7		
総 ト ン 数	8	トン	トン
重 量 ト ン 数	9	トン	トン
長 さ	10	m	m
幅	11	m	m
深 さ	12	m	m
主 機 関 の 種 類	13		
主 機 関 の 馬 力	14	馬力	馬力
速 力	15	kt	kt
建 造 年 月 日	16	年 月 日	年 月 日
造 船 所 名	17		
中古資産を取得した場合はその年月日及び前所有者名	18		
取 得 価 額	19	千円	千円
資産の所有者の住所氏名	20		

13.07

(法1328-2)

改 正 後

(104 付表)

付 表 の 記 載 要 領 等

1 「種類1」及び「細目2」の各欄には、申請資産及び類似資産について、次表によりその種類及び細目を記載してください。

種 類	細 目
客 船	—
貸 客 船	—
貨 物 船	1 一般貨物船 2 ばら積貨物船（石炭、鉱石、穀物、セメント、その他） 3 冷蔵冷凍運搬船（漁船を除く。） 4 特殊運搬船（重量物、木材、薬品、家畜、果実、給水、汚物、その他）
特殊用途船	1 車両渡船 2 ひき船 3 工作船 4 海底電線敷設船 5 しゅんせつ船 6 起重機船 7 水先船
漁 船	1 網を用いる漁船 2 釣漁船（まぐろ延なわ漁船を含む。） 3 捕鯨船 4 採かいそう漁船 5 捕鯨母船 6 その他の母船 7 かに工船 8 その他の工船 9 漁獲物運搬船（冷凍運搬船、冷蔵運搬船、塩蔵運搬船、鮮魚運搬船） 10 その他の漁船
油 槽 船	1 クリーンタンカー 2 ダーティータンカー 3 液化ガス運搬船

- (注) 1 貨客船とは、旅客定員13名以上のもので、かつ、貨物を輸送するものをいいます。
2 特殊用途船とは、ひき船等特殊な用途、構造をもつものをいいます。
2 「船級4」欄には、日本海事協会、ロイド船級協会等が認定した船級（2以上の認定を受けた場合には、それぞれの認定をした機関及び船級）を記載してください。
3 「航行水域6」欄には、航路又は通常航行する水域を記載してください。
4 「船体の構造7」欄には、船体の主要骨格の材質及び船底、外板又は甲板等の構造を略記してください。
5 「速力15」欄には、最大速力及び航海速力を記載してください。

改 正 前

(98 付表1 (船舶用))

付 表 1 (船 舶 用) の 記 載 要 領 等

1 「種類1」及び「細目2」の各欄には、申請資産及び類似資産について、次表によりその種類及び細目を記載してください。

種 類	細 目
客 船	—
貸 客 船	—
貨 物 船	1 一般貨物船 2 ばら積貨物船（石炭、鉱石、穀物、セメント、その他） 3 冷蔵冷凍運搬船（漁船を除く。） 4 特殊運搬船（重量物、木材、薬品、家畜、果実、給水、汚物、その他）
特殊用途船	1 車両渡船 2 ひき船 3 工作船 4 海底電線敷設船 5 しゅんせつ船 6 起重機船 7 水先船
漁 船	1 網を用いる漁船 2 釣漁船（まぐろ延なわ漁船を含む。） 3 捕鯨船 4 採かいそう漁船 5 捕鯨母船 6 その他の母船 7 かに工船 8 その他の工船 9 漁獲物運搬船（冷凍運搬船、冷蔵運搬船、塩蔵運搬船、鮮魚運搬船） 10 その他の漁船
油 槽 船	1 クリーンタンカー 2 ダーティータンカー 3 液化ガス運搬船

- (注) 1 貨客船とは、旅客定員13名以上のもので、かつ、貨物を輸送するものをいいます。
2 特殊用途船とは、ひき船等特殊な用途、構造をもつものをいいます。
2 「船級4」欄には、日本海事協会、ロイド船級協会等が認定した船級（2以上の認定を受けた場合には、それぞれの認定をした機関及び船級）を記載してください。
3 「航行水域6」欄には、航路又は通常航行する水域を記載してください。
4 「船体の構造7」欄には、船体の主要骨格の材質及び船底、外板又は甲板等の構造を略記してください。
5 「速力15」欄には、最大速力及び航海速力を記載してください。

改正後

(99 付表 2 (熱風炉、溶鉱炉、溶解炉用))

(廃止)

改正前

(99 付表 2 (熱風炉、溶鉱炉、溶解炉用))

付表 2 (熱風炉、溶鉱炉、溶解炉用)

区 分		申 請 資 産	申 請 書 2 の 算 定 の 基 礎 と し た 類 似 資 産
種 類	1		
炉 の 呼 称	2		
所 在 す る 場 所	3		
構 造	4		
能 力	5		
規 模	6		
使 用 れ ん が の 数 量	7	トン	トン
溶 解 温 度 又 は 加 熱 温 度	8		
築 造 の 年 月 日	9	年 月 日	年 月 日
築 造 完 了 後 最 初 に 火 入 れ を な し た 日 又 は 特 別 修 繕 後 最 初 に 火 入 れ を な し た 日	10	年 月 日	年 月 日
中 古 資 産 を 取 得 し た 場 合 に は そ の 年 月 日 及 び 前 所 有 者 名	11		
取 得 価 額	12	千円	千円
資 産 の 所 有 者 の 住 所 氏 名	13		
経 過 年 数	14		
参 考 事 項	15		

- (注) 1 「種類 1」欄には、溶鉱炉、熱風炉又はガラスの溶解炉の別及び溶解炉については主として製造する品名（例えば、板ガラス、ガラスびん等）を記載してください。
 2 「構造 4」欄には、溶鉱炉については鉄皮式、フリースタンディング式等の別を、熱風炉についてはカウパー式、マックルアー式等の別を、溶解炉についてはフルコール式、コルバーン式、蓄熱式及び換熱式等の別を記載してください。
 3 「経過年数 14」欄には、1の資産の築造の日から申請の日までの経過月数を記載してください。

改正後

(100 付表3 (球形ガスホルダー用))

(廃止)

改正前

(100 付表3 (球形ガスホルダー用))

付表3 (球形ガスホルダー用)

区分		申請資産	算定の基礎とした類似資産
名称	1		
所在する場所	2		
外径	3	m	m
貯蔵能力	4	m ³	m ³
幾何容積	5	m ³	m ³
最高使用圧力	6	kg/cm ²	kg/cm ²
表面積	7	m ²	m ²
内部回転はしごの有無	8	有・無	有・無
建設年月日	9	年 月 日	年 月 日
取得価額	10	千円	千円
資産の所有者の住所氏名	11		
経過年数	12		
修繕年月日	13		年 月 日
参考事項	14		

(注) 1 「名称1」欄には、対象となった球形ガスホルダーを特定する呼称を記載してください。
 2 「経過年数12」欄には、1の資産の建設の日から申請の日までの月数を記載してください。

改正後

(101 付表 4 (貯油槽用))

(廃止)

改正前

(101 付表 4 (貯油槽用))

付表 4 (貯油槽用)

区 分		申 請 資 産	算定の基礎とした類似資産
名 称	1		
所 在 す る 場 所	2		
型 式	3		
貯 油 能 力	4	k l	k l
油 種	5		
建 設 年 月 日	6	年 月 日	年 月 日
取 得 価 額	7	千円	千円
資 産 の 所 有 者 の 住 所 氏 名	8		
経 過 年 数	9		
修 繕 年 月	10		年 月
参 考 事 項	11		

(注) 1 「名称1」欄には、対象となった貯油槽を特定する呼称を記載してください。
 2 「経過年数9」欄には、1の資産の建設の日から申請の日までの月数を記載してください。

改正後

(105 特別修繕費の金額の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 平成 年 月 日
殿	税 務 署 長 財 務 事 務 官	
特 別 修 繕 費 の 金 額 の 認 定 通 知 書		
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額については、下記のとおり認定したので通知します。		
認定した修繕費の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の 属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 区 分	資 産 の 種 類 又 は 名 称	金 額
修 繕 費 の 額		円
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

25.06 改正

(法 1330)

(規格 A 4)

改正前

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 平成 年 月 日
殿	税 務 署 長 財 務 事 務 官	
特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 認 定 通 知 書		
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額 については、下記のとおり認定したので通知します。		
認定した 修繕費の金額 期 間 を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日 期 間 の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 区 分	資 産 の 種 類 又 は 名 称	金 額 又 は 月 数
修 繕 費 の 額		円
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

24.12 改正

(法 1330)

(規格 A 4)

改 正 後

(105 特別修繕費の金額の認定通知書)

特別修繕費の金額の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
	(削 除)
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 期間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
金 額 又 は 月 数 期 間	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(106 特別修繕費の金額の変更通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

特 別 修 繕 費 の 金 額 の 変 更 通 知 書

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第 33 条の 7 第 11 項又は同令第 39 条の 85 第 11 項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。

変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
区 分	変 更 の 対 象 資 産 の 種 類 又 は 名 称	変 更 後 の 金 額
修 繕 費 の 金 額		円
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

25.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 変 更 通 知 書

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額
期 間 の認定については、租税特別措置法施行令第 33 条の 7 第 11 項又は同令第 39 条の 85 第 11 項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、 修繕費の金額
期 間 を下記のとおり変更します。

変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
区 分	変 更 の 対 象 資 産 の 種 類 又 は 名 称	変 更 後 の 金 額 又 は 月 数
修 繕 費 の 金 額		円
期 間		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

24.12 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(106 特別修繕費の金額の変更通知書)

特別修繕費の金額の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
	<u>（ 削 除 ）</u>
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<u>「修繕費の金額」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。</u> 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。 <u>また、船舶以外の資産について変更を行う場合は「租税特別措置法施行令」の前に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前の」を挿入する。</u>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数 期 間	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

(廃 止)

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書		※整理番号	
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div>		※課目/期/整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連体 結法親人法人	(フリガナ) 法人名等 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 電話() - 〒 〒 〒 〒
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
特定災害防止準備金について、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成23年12月旧措置法施行令」といいます。）第32条の4第6項又は平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第4項の規定によりその計算方法を <input type="checkbox"/> 平成23年12月旧措置法施行令第32条の4第4項第1号に規定する計算方法から同項第2号に規定する計算方法へ <input type="checkbox"/> 平成23年12月旧措置法施行令第32条の4第4項第2号に規定する計算方法から同項第1号に規定する計算方法へ 変更又は <input type="checkbox"/> 平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項第1号に規定する計算方法から同項第2号に規定する計算方法へ <input type="checkbox"/> 平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項第2号に規定する計算方法から同項第1号に規定する計算方法へ 変更したいので下記のとおり申請します。 <p style="text-align: center;">記</p>			
(計算方法を変更しようとする理由)			
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考

(規格 A 4)

改 正 後

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

(廃 止)

改 正 前

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成23年12月旧措置法」といいます。）第55条の6第1項の規定の適用を受けた同条第1項の表の第1号に規定する法人（同項又は同条第9項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。）がその適用を受けた後の事業年度においてその選定した租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成23年12月旧措置法施行令」といいます。）第32条の4第4項各号（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる計算の方法を変更しようとする場合又は平成23年12月旧措置法第68条の45第1項の規定の適用を受けた同条第1項に規定する連結親法人又はその連結子法人で平成23年12月旧措置法第55条の6第1項の表の第1号の上欄に掲げるもの（平成23年12月旧措置法第68条の45第1項又は第8項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。）がその適用を受けた後の連結事業年度においてその選定した平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項各号（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる計算の方法を変更しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、新たな特定災害防止準備金の計算方法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分及び変更しようとする計算方法の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「計算方法を変更しようとする理由」欄は、この申請により特定災害防止準備金の計算方法を変更しようとする理由を具体的に記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(115 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書)
(廃 止)

改 正 前

(115 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書

※整理番号 _____
※課税/非課税 _____

平成 年 月 日

税務署長殿

(フリガナ) 法人名等

納税地 〒 _____

電話() - _____

(フリガナ) 代表者氏名

代表者住所 〒 _____

事業種目 _____ 業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	税	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	務	決 算 期	
	代表者住所	署	業 種 番 号	
	事業種目	処 理 欄	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

租税特別措置法 (第65条の14第1項 第68条の85第1項) の規定による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

譲り受けようとする土地建物等の内容	種 類			
構 造				
規 模				
所 在 地				
取 得 価 額 の 見 積 額		円	円	円
譲り受けの 予 定 年 月 日		.	.	.

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印 _____

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	----------	-----	-----------	-------	----------

(規格 A 4)

改 正 後

(115 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書)
(廃 止)

改 正 前

(115 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡
した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 13 第 1 項第 2 号及び第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の認定事業者に同号の所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」といいます。）の譲渡をした単体法人（連結申告法人を除く法人をいう。）又は連結親法人が、当該譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から同日以後 1 年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みである場合において、措置法第 65 条の 14 第 1 項及び第 68 条の 85 第 1 項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、所有隣接土地等の譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 2 か月を経過する日までに提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第 65 条の 13 第 1 項第 2 号及び第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の譲渡及び譲受けの契約書を添付して、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
なお、その特別勘定の設定の基礎となった所有隣接土地等が 2 以上ある場合には、それぞれの所有隣接土地等ごとに別葉としてください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 5 「譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類（土地、土地の上に存する権利、建物等の別）を記載してください。
 - (2) 「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。
 - (3) 「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- 6 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 7 「※」欄は、記載しないでください。
- 8 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)
(廃 止)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等		法 第 号 平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	
税 務 署 長 財務事務官		
Ⓔ		
<p>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した 場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書 却 下</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内 にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請については、調査した 相 当 承 認 と認められるのでこれを 却 下 以下により不相当</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格 A 4)

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)
(廃 止)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)
(廃 止)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)
(廃 止)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した
承認
場合における特別勘定の設定に関する承認申請の
却下
通知書

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(117 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書 ※整理番号 ※課税/処理欄		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人 法人名等			
		〒 納税地 電話() -			
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		〒 (局 署) 電話() -	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地		部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期		
			業 種 番 号		
			整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→調査課	
自平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の先行取得土地等につき、 至平成 年 月 日 租税特別措置法〔第66条の2第1項 第68条の85第1項〕(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。 記					
先 行 取 得 土 地 等	所 在 地				
	面 積		m ²		m ²
	取 得 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	取 得 価 額		円		円
その他参考となるべき事項					
税 理 士 署 名 押 印		⑩			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日
					確 認 印

(規格 A 4)

改 正 前

(117 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書 ※整理番号 ※課税/処理欄		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人 法人名等			
		〒 納税地 電話() -			
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		〒 (局 署) 電話() -	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地		部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期		
			業 種 番 号		
			整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→調査課	
自平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の先行取得土地等につき、 至平成 年 月 日 租税特別措置法〔第66条の2第1項 第68条の85の4第1項〕(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。 記					
先 行 取 得 土 地 等	所 在 地				
	面 積		m ²		m ²
	取 得 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	取 得 価 額		円		円
その他参考となるべき事項					
税 理 士 署 名 押 印		⑩			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日
					確 認 印

(規格 A 4)

改 正 後

(117 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合
の課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除きます。以下「土地等」といいます。）について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 第 1 項（平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
 - この届出書は、その取得の日を含む事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
なお、平成 21 年 4 月 1 日前に終了する事業年度又は連結事業年度（確定申告書又は連結確定申告書の提出期限が平成 21 年 4 月 30 日前に到来する事業年度に限ります。）については、この届出書の提出期限は平成 21 年 4 月 30 日までとされています。
 - 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 第 1 項の規定は、この届出書に記載された土地等に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。
また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。
(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者氏名」を記載してください。
(3) 「所在地」欄は、特例の適用を受けようとする措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 第 1 項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）の所在地を記載してください。
(4) 「面積」欄は、その先行取得土地等の面積を記載してください。
(5) 「取得年月日」欄は、その先行取得土地等の取得年月日を記載してください。
(6) 「取得価額」欄は、その先行取得土地等の取得価額を記載してください。
(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(117 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合
の課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除きます。以下「土地等」といいます。）について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項（平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
 - この届出書は、その取得の日を含む事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
なお、平成 21 年 4 月 1 日前に終了する事業年度又は連結事業年度（確定申告書又は連結確定申告書の提出期限が平成 21 年 4 月 30 日前に到来する事業年度に限ります。）については、この届出書の提出期限は平成 21 年 4 月 30 日までとされています。
 - 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項の規定は、この届出書に記載された土地等に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。
また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。
(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者氏名」を記載してください。
(3) 「所在地」欄は、特例の適用を受けようとする措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）の所在地を記載してください。
(4) 「面積」欄は、その先行取得土地等の面積を記載してください。
(5) 「取得年月日」欄は、その先行取得土地等の取得年月日を記載してください。
(6) 「取得価額」欄は、その先行取得土地等の取得価額を記載してください。
(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(118 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	電話() -
	(フリガナ) 納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名		Ⓜ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	電話() -
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
※ 整理番号		※ 税務署 処 理 欄	部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法 (第66条の2第9項 第68条の85第9項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記		<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名	平成 年 月 日	
適格分割等の年月日	平成 年 月 日		
他 の 土 地 等 譲 渡 し た 等	所在地	面積	譲渡年月日
	面積	㎡	平成 年 月 日
先 行 取 得 土 地 等	所在地	面積	取得年月日
	面積	㎡	平成 年 月 日
	取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金 額 (その他参考となるべき事項)	円		
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部門 決算期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年月日 確認 印		

25・06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(118 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	電話() -
	(フリガナ) 納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名		Ⓜ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	電話() -
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
※ 整理番号		※ 税務署 処 理 欄	部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認 印
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法 (第66条の2第9項 第68条の85の4第9項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記		<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名	平成 年 月 日	
適格分割等の年月日	平成 年 月 日		
他 の 土 地 等 譲 渡 し た 等	所在地	面積	譲渡年月日
	面積	㎡	平成 年 月 日
先 行 取 得 土 地 等	所在地	面積	取得年月日
	面積	㎡	平成 年 月 日
	取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金 額 (その他参考となるべき事項)	円		
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部門 決算期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年月日 確認 印		

22・06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(118 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条の2第1項又は第68条の85第1項(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その譲渡の日以後に行われるものに限り、以下「適格分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。
 - (5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

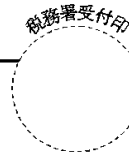
改 正 前

(118 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条の2第1項又は第68条の85の4第1項(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その譲渡の日以後に行われるものに限り、以下「適格分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の2第7項又は第68条の85の4第7項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。
 - (5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85の4第7項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85の4第7項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

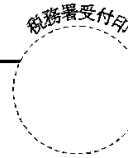
(119 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書)

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書		※整理番号	
		(フリガナ) 法人名等			
		納税地	〒		電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ		
租税特別措置法施行規則第22条の19第5項(不動産投資法人に係る課税の特例)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。					
記					
特被 定合 併併 に法 係 る人	(フリガナ) 法人名等			特定合併年月日	年 月 日
	納税地	〒 (局 署)	特定合併に係る控除済負のれん発生益の額		円
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ			
特及 定合 併に よ り 信 移 転 を 受 益 権 を 受 け た 土 地 明 細	資産の明細	資産の種類	所在地	面積	合併時価額
	合計				
その他参考と なるべき事項					
税理士署名押印				Ⓜ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
					通信日付印
					年月日
					確認 印

25.06 改正

(規格A4)

(119 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書)

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書		※整理番号	
		(フリガナ) 法人名等			
		納税地	〒		電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ		
租税特別措置法施行規則第22条の19第4項(不動産投資法人に係る課税の特例)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。					
記					
特被 定合 併併 に法 係 る人	(フリガナ) 法人名等			特定合併年月日	年 月 日
	納税地	〒 (局 署)	特定合併に係る控除済負のれん発生益の額		円
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ			
特及 定合 併に よ り 信 移 転 を 受 益 権 を 受 け た 土 地 明 細	資産の明細	資産の種類	所在地	面積	合併時価額
	合計				
その他参考と なるべき事項					
税理士署名押印				Ⓜ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
					通信日付印
					年月日
					確認 印

21.06

(規格A4)

改 正 後

(119 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書)

不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法第67条の15第1項に規定する投資法人が租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第22条の19第6項に規定する不動産投資法人であるときに、措置法規則第22条の19第5項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、措置法規則第22条の19第5項の規定の適用を受けようとする投資法人が、控除済負ののれんの発生益の額が生ずる起因となった合併（以下「特定合併」といいます。）の日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」の各欄には、措置法規則第22条の19第5項の規定の適用を受けようとする投資法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - (2) 「特定合併に係る被合併法人」の各欄には、特定合併に係る被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - (3) 「特定合併年月日」欄には、特定合併の年月日を記載してください。
 - (4) 「特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額」欄には、特定合併に係る措置法規則第22条の19第4項に規定する控除済負ののれんの発生益の額を記載してください。
 - (5) 「特定合併により移転を受けた土地等、土地等信託受益権又は信託財産の明細」の各欄
 - イ 「資産の明細」欄には、物件の名称等を記載してください。
 - ロ 「資産の種類」欄には、土地等信託受益権の信託財産の資産の種類を記載してください。
 - ハ 「所在地」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の所在地を記載してください。
 - ニ 「面積」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の面積を記載してください。
 - ホ 「合併時価額」欄には、土地等又は土地等信託受益権の特定合併の時ににおける価額を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(119 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書)

不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法第67条の15第1項に規定する投資法人が租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第22条の19第5項に規定する不動産投資法人であるときに、措置法規則第22条の19第4項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、措置法規則第22条の19第4項の規定の適用を受けようとする投資法人が、控除済負ののれんの発生益の額が生ずる起因となった合併（以下「特定合併」といいます。）の日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」の各欄には、措置法規則第22条の19第4項の規定の適用を受けようとする投資法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - (2) 「特定合併に係る被合併法人」の各欄には、特定合併に係る被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - (3) 「特定合併年月日」欄には、特定合併の年月日を記載してください。
 - (4) 「特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額」欄には、特定合併に係る措置法規則第22条の19第3項に規定する控除済負ののれんの発生益の額を記載してください。
 - (5) 「特定合併により移転を受けた土地等、土地等信託受益権又は信託財産の明細」の各欄
 - イ 「資産の明細」欄には、物件の名称等を記載してください。
 - ロ 「資産の種類」欄には、土地等信託受益権の信託財産の資産の種類を記載してください。
 - ハ 「所在地」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の所在地を記載してください。
 - ニ 「面積」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の面積を記載してください。
 - ホ 「合併時価額」欄には、土地等又は土地等信託受益権の特定合併の時ににおける価額を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合には、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限り、以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55 ⑩	21 ⑧
32③	21の3	68の43⑨	22の45⑥
42⑦	24の3	55の5 ⑨	21の4
44⑤	24の6	68の44⑦	22の46
45⑦	24の7	55の6 ⑧	21の5
47⑦	24の8	68の46⑦	22の47
48⑦	24の10	56 ⑪	21の7
49⑥	24の12	68の48⑩	22の49
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤	25の8	57の6 ⑨	21の13
令133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
		68の58⑩	22の58②
※ 読み替え規定有り（令155の6①②）		58 ⑩	21の15⑦
		68の61⑨	22の59⑦

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合には、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限り、以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5 ⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の46
42⑦	24の3	55の6 ⑩	21の5 ⑨
44⑤	24の6	68の45⑨	22の47⑨
45⑦	24の7	55の7 ⑧	21の5 ⑩
47⑦	24の8	68の46⑦	22の47⑩
48⑦	24の10	57の5 ⑬	21の12②
49⑥	24の12	68の55⑭	22の56②
50⑥	25	57の6 ⑨	21の13
52⑦	25の6	68の56⑩	22の57
53⑤	25の8	57の8 ⑪	21の14⑤
令133の2③	27の18	68の58⑩	22の58⑤
139の4⑧	28の3	58 ⑩	21の16⑥
		68の61⑨	22の60⑥
※ 読み替え規定有り（令155の6①②）		56 ⑪	21の7
		68の48⑩	22の49


- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(137 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(廃 止)

改 正 前

(137 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による認定事業用地適正化計画の 事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
				※欄外記載	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	〒	納 税 地	〒
	本店又は主たる 事務所の所在地	(フリガナ)	代表者氏名	代表者住所	〒
	代表者住所	業 種 目	業	電話() -	電話() -
	業 種 目	業	業	電話() -	電話() -
	業 種 目	業	業	電話() -	電話() -
	業 種 目	業	業	電話() -	電話() -
※ 届出の対象が連結子法人である場合に限り記載		※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課		
適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第65条の14第6項 第68条の85第7項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資			
分割承継法人等	法 人 名 等				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
所有隣接土地等	種 類				
	所 在 地				
	規 模				
	譲 渡 年 月 日	年 月 日			
譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日 (その他参考となるべき事項)		年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考
					通信日付印 年月日 確認 印

22.06改正

(規格A4)

改 正 後

(137 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(廃 止)

改 正 前

(137 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の14第6項、又は第68条の85第7項の規定により届け出る場合请使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種地」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の14第5項第2号・同法第68条の85第6項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の14第5項第2号・同法第68条の85第6項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の14第5項又は第68条の85第6項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の14第5項又は第68条の85第6項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「所有隣接土地等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第65条の13第1項第2号又は第68条の84第1項第2号の所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする措置法第65条の13第1項第2号又は第68条の84第1項第2号の土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(144 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(廃 止)

改 正 前

(144 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※課税別添付		※整理番号		
		※課税別添付		
平成 年 月 日 税務署長殿		提出者 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等	納税地 〒 _____ 電話() - _____	
		単連体結法親人 (フリガナ) 代表者氏名 〒 _____	代表者住所 〒 _____ 事業種目 _____ 業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 _____ (局 署) 電話() - _____	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名	〒 _____		部 門 決 算 期 業 種 番 号
	代表者住所	〒 _____		整 理 簿 回 付 先
	事業種目	業		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	適格分割等を行う場合において、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合に交換取得資産の帳簿価額を減額又は期中特別勘定を設けたとき、 租税特別措置法 (第65条の13第6項・第68条の84第6項、第65条の14第4項・第68条の85第5項、第65条の14第15項・第68条の85第16項) の規定による (減額した金額及び期中特別勘定の金額) の届出及び 租税特別措置法施行令 (第39条の9の2第11項、第39条の109第13項) の規定による書類の提出を下記のとおり行います。 記			
適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名			
適 格 分 割 等 の 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日				
交資はた 換産譲土 譲等渡地 渡又し等	種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
	種 類 所 在 地 規 模 取得年月日又は譲受け予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
交資は物 換産土等 取等地 得又建	種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
	種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
土地建物等の譲受け予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日				
減額した金額又は期中特別勘定の金額 _____ 円				
添付明細 (別表等)				
その他参考となるべき事項				
提出書類 (証明書等)				
税 理 士 署 名 押 印 _____				
※税務署 処理欄	部門 _____	決算 期 _____	業 種 番 号 _____	
整理 簿 _____	備考 _____	通信日付印 年 月 日 _____	確認 印 _____	

改 正 後

(144 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(廃 止)

改 正 前

(144 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の13第1項・第68条の84第1項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。以下同じ。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人等に移転するときに当該交換取得資産等について、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額しようとする場合又は措置法第65条の13第1項・第68条の84第1項若しくは措置法第65条の14第1項・第68条の85第1項(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。)の特別勘定を設けている法人が適格分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の取得期間(措置法第65条の14第8項・第68条の85第9項に規定する取得期間をいいます。)内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分割等により当該土地建物等を分割承継法人等(措置法第65条の13第1項・第68条の84第1項にあつては分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人。措置法第65条の14第1項・第68条の85第1項にあつては分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)に移転するときに、当該土地建物等につき、当該土地建物等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに、当該減額した金額を損金の額に算入しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の13第4項・第68条の84第4項若しくは措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の13第4項・第68条の84第4項若しくは措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産等又は土地建物等」の各欄については、措置法施行規則第22条の9の2第3項第5号・第22条の72第3項第6号に規定する交換取得資産等又は措置法施行規則第22条の9の2第11項第5号・第22条の72第11項第6号に規定する土地建物等の所在地及び規模並びにその取得年月日若しくはその譲受け年月日を記載してください。
 - (7) 「所有隣接土地等」欄は、措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する所有隣接土地等の種類、所有地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「土地建物等の譲受予定日」欄は、措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する土地建物等の譲受予定年月日を記載してください。
 - (9) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の13第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の14第9項・第68条の85第10項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (10) 「添付明細(別表等)」欄は、「減額した金額又は期中特別勘定の金額」に記載する金額の明細(別表)を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (11) 「提出書類(証明書等)」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第22条の9の2第2項・第22条の72第2項に規定する書類の名称を記載してください。
 - (12) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (13) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(145 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)
(廃 止)

改 正 前

(145 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)

適格分割等を行う場合の認定事業用地 適正化計画の事業用地の区域内にある 土地等を譲渡した場合における期中特別勘定 の設定に関する承認申請書		※整理番号		
		※課税簿番号		
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 納税地 法親 人法人	(フリガナ)		
	代表者氏名	(フリガナ)		
	代表者住所	〒		
	事業種目		業	
	電話() -			
	〒			
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業 事業種目	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	租税特別措置法〔第65条の14第3項 第68条の85第4項〕の規定による適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の 事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定を下記により設定したいので申請します。 記			
	当該適格 分割等に 係る分割 承継法人 等におい て譲り受 けようと する土地 建物等の 内容	種 類		
		構 造		
		規 模		
		所 在 地		
	取 得 価 額 の 見 積 額	円	円	
	譲 受 け の 予 定 年 月 日	・ ・	・ ・	
(添付書類)				
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印				
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	
		整理 簿	備考	
		通信日付印	年 月 日	
		確認 印		

(規格 A 4)

改 正 後

(145 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)
(廃 止)

改 正 前

(145 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)

適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の
事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における
期中特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、指定期間(民間都市開発の推進に関する特別措置法第14条の3に規定する計画の認定がされた同法第14条の2第1項に規定する事業用地適正化計画に係る計画の認定の日から平成17年3月31日(同日前に当該認定計画につき同法第14条の11第1項の規定による計画の認定の取消しがあった場合には、当該計画の認定の取消しの日)までの期間をいいます。)内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の13第1項第2号・第68条の84第1項第2号の認定事業者と同号の所有隣接土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。)を行う場合において、当該適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであることにつき、措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第65条の13第1項第2号・第68条の84第1項第2号の譲渡及び譲受けの契約書の写しを添付して、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類(土地、土地の上に存する権利、建物等の別)を記載してください。
 - (4) 「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。
 - (5) 「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。
 - (6) 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
 - (7) 「取得価額の見積額」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の取得価額等の見積額を記載してください。
 - (8) 「譲受けの予定年月日」欄には、土地建物等を譲り受けようとする予定年月日を記載してください。
- 5 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 6 「※」欄は、記載しないでください。
- 7 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(152 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書 ※整理番号 ※課税/課料		※整理番号		
		※課税/課料		
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)			
	納税地	〒		
	代表者氏名	(フリガナ)		
	代表者住所	〒		
	事業種目		業	
平成 年 月 日	電話() -			
税務署長殿				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			
	法人名等	〒	(局 署)	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -		
	代表者氏名	(フリガナ)		
	代表者住所	〒		
事業種目		業		
※ 整理番号		※ 税務署処理欄		
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第27条の4第14項 第39条の39第21項) の規定により下記のとおり申請します。 記				
分割承継法人等	法人名等			
	納税地等			
	代表者氏名			
分割等の日	年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由				
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産			
	人 員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)				
添 付 書 類				
税 理 士 署 名 押 印				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
				備考
		通信日付印	年月日	確認印

25.06改正

(規格A4)

改 正 前

(155 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書 ※整理番号 ※課税/課料		※整理番号		
		※課税/課料		
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)			
	納税地	〒		
	代表者氏名	(フリガナ)		
	代表者住所	〒		
	事業種目		業	
平成 年 月 日	電話() -			
税務署長殿				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			
	法人名等	〒	(局 署)	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -		
	代表者氏名	(フリガナ)		
	代表者住所	〒		
事業種目		業		
※ 整理番号		※ 税務署処理欄		
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第27条の4第14項 第39条の39第21項) の規定により下記のとおり申請します。 記				
分割承継法人等	法人名等			
	納税地等			
	代表者氏名			
分割等の日	年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由				
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産			
	人 員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)				
添 付 書 類				
税 理 士 署 名 押 印				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
				備考
		通信日付印	年月日	確認印

20.06改正

(規格A4)

改 正 後

(152 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第14項又は第39条の39第21項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第9項第5号又は第22条の23第9項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(155 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第14項又は第39条の39第21項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第7項第5号又は第22条の23第7項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(155 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	<input type="checkbox"/> 単連 単体結 法親 人法人	納 税 地	〒
		電話() -	
		代表者氏名	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第27条の4第23項 第39条の39第28項) の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
移転事業及び当該移転 事業に係る売上金額			円
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
	整理 簿	備考	通信日付印
	年 月 日	確認 印	

25.06改正

(規格A4)

改 正 前

(158 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	<input type="checkbox"/> 単連 単体結 法親 人法人	納 税 地	〒
		電話() -	
		代表者氏名	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第27条の4第23項 第39条の39第28項) の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
移転事業及び当該移転 事業に係る売上金額			円
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
	整理 簿	備考	通信日付印
	年 月 日	確認 印	

22.06改正

(規格A4)

改 正 後

(155 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第20項又は第39条の39第25項の金額の計算方法について、第27の4第23項又は第39条の39第28項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第16項第5号又は第22条の23第16項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(158 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第20項又は第39条の39第25項の金額の計算方法について、第27の4第23項又は第39条の39第28項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第14項第5号又は第22条の23第14項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(158 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 法人 親 法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	納税地	〒	
	電話() -		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		Ⓜ
代表者住所	〒		
事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	
	電話() -		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目		業	
※	整理番号		
※	部 門		
※	決 算 期		
※	業 種 番 号		
※	整 理 簿		
※	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第29条の2第5項 第39条の61第5項) の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額			円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
認定を受けようとする合理的方法 (その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

25.06改正

(規格A4)

改 正 前

(161 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 法人 親 法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	納税地	〒	
	電話() -		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		Ⓜ
代表者住所	〒		
事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	
	電話() -		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目		業	
※	整理番号		
※	部 門		
※	決 算 期		
※	業 種 番 号		
※	整 理 簿		
※	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第29条の2の2第6項 第39条の61第6項) の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額			円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
認定を受けようとする合理的方法 (その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

23.12改正

(規格A4)

改 正 後

(158 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額の
合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の2第2項又は第39条の61第2項の金額の計算方法について、第29条の2第5項又は第39条の61第5項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条の18第2項第5号又は第22条の39第2項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(161 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額の
合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条の18第2項第5号又は第22条の39の2第2項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(160 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

分割等による支援事業所取引金額 の合計額の区分に関する届出書		※整理番号	
		※課税種別	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等		
	単連 体結 法親 人法 人	納税地	〒
		電話() -	
	(フリガナ)	代表者氏名	
		代表者住所	〒
	事業種目		業
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)
	(フリガナ)	代表者氏名	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
※	整理番号		
※	部門		
※	決算期		
※	業種番号		
※	整理簿		
※	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について 租税特別措置法施行令 (第29条の2第5項 第39条の61第5項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割法人等又は 分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の	年月日		年月日
分割法人等の分割等 の日を含む事業年度 又は連結事業年度開 始の日の前日を含む 各事業年度又は各連 結事業年度の支援事 業所取引金額の合計 額及び移転支援事業 所取引金額の合計額	支援事業所取引 金額の合計額	平 . . 平 . .	円
	移転支援事業所 取引金額の合計額	平 . . 平 . .	円
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		⑤	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

(規格 A 4)

(163 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

分割等による支援事業所取引金額 の合計額の区分に関する届出書		※整理番号	
		※課税種別	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等		
	単連 体結 法親 人法 人	納税地	〒
		電話() -	
	(フリガナ)	代表者氏名	
		代表者住所	〒
	事業種目		業
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)
	(フリガナ)	代表者氏名	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
※	整理番号		
※	部門		
※	決算期		
※	業種番号		
※	整理簿		
※	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について 租税特別措置法施行令 (第29条の2の2第6項 第39条の61第6項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割法人等又は 分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の	年月日		年月日
分割法人等の分割等 の日を含む事業年度 又は連結事業年度開 始の日の前日を含む 各事業年度又は各連 結事業年度の支援事 業所取引金額の合計 額及び移転支援事業 所取引金額の合計額	支援事業所取引 金額の合計額	平 . . 平 . .	円
	移転支援事業所 取引金額の合計額	平 . . 平 . .	円
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		⑤	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

(規格 A 4)

改 正 後

(160 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における租税特別措置法施行令第29条の2第2項又は第39条の61第2項の金額の計算方法について、第29条の2第5項又は第39条の61第5項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。
(注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。
 - (5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額(移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。)をそれぞれ記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(163 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における租税特別措置法施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。
(注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。
 - (5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額(移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。)をそれぞれ記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(167 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書 及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税/課税特	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	単連体結納税地	〒	電話() -
	法人	(フリガナ)	
	代表者氏名		Ⓜ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連結子法人 (届出の対象となる法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	電話() -
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
		※ 税務署処理欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。〔第66条第6項 第68条の84第6項〕)及び、措置法施行令〔第39条の10第4項 第39条の109第5項〕により 下記のとおりに届出及び書類の提出を行います。			
記			
適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等		
	納税地		
	代表者氏名		
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日	
交 換 譲 渡 産	種 類		
	所 在 地 規 模		
交 換 年 月 日		年 月 日	
交 換 取 得 産	所 在 地		
	規 模		
減 額 し た 金 額			円
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印			Ⓜ
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
	整理 簿	備考	通信日付印
	年月日	確認 印	

25.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(170 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書 及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税/課税特	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	単連体結納税地	〒	電話() -
	法人	(フリガナ)	
	代表者氏名		Ⓜ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連結子法人 (届出の対象となる法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	電話() -
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
		※ 税務署処理欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。〔第66条第6項 第68条の85の3第6項〕)及び、措置法施行令〔第39条の10第4項 第39条の109の3第5項〕により 下記のとおりに届出及び書類の提出を行います。			
記			
適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等		
	納税地		
	代表者氏名		
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日	
交 換 譲 渡 産	種 類		
	所 在 地 規 模		
交 換 年 月 日		年 月 日	
交 換 取 得 産	所 在 地		
	規 模		
減 額 し た 金 額			円
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印			Ⓜ
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
	整理 簿	備考	通信日付印
	年月日	確認 印	

22.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(167 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
 - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の2第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(170 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の85の3第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
 - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の4第2項・第22条の73第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(168 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※課税/課料		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等		※整理番号
		単連体結法親人法人 納税地 〒 電話() -		※課税/課料
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名 ㊟ 代表者住所 〒 事業種目 業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号	
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	〒 代表者住所		業 種 番 号	
	業 事業種目		整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨 租税特別措置法施行令 (第27条の4第16項、第27条の4第25項、第29条の2第7項、第39条の39第23項、第39条の39第30項、第39条の61第7項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記				
現物分配法人		法人名等 納税地等 代表者氏名		
現物分配の年月日		年 月 日		
(その他参考となるべき事項)				
税理士署名押印 ㊟				
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿
	備考	通信日付印	年月日	確認 印

25.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(171 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※課税/課料		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等		※整理番号
		単連体結法親人法人 納税地 〒 電話() -		※課税/課料
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名 ㊟ 代表者住所 〒 事業種目 業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号	
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	〒 代表者住所		業 種 番 号	
	業 事業種目		整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨 租税特別措置法施行令 (第27条の4第16項、第27条の4第25項、第29条の2の2第8項、第39条の39第23項、第39条の39第30項、第39条の61第8項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記				
現物分配法人		法人名等 納税地等 代表者氏名		
現物分配の年月日		年 月 日		
(その他参考となるべき事項)				
税理士署名押印 ㊟				
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿
	備考	通信日付印	年月日	確認 印

22.06

(規格 A 4)

改 正 後

(168 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引
譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の4第16項若しくは第25項、第29条の2第7項、第39条の39第23項若しくは第30項又は第39条の61第7項の規定により届出しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (4) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(171 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引
譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の4第16項若しくは第25項、第29条の2の2第8項、第39条の39第23項若しくは第30項又は第39条の61第8項の規定により届出しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (4) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(176 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ) 法人名	〒	電話 () -	◎
		納税地			
		(フリガナ) 代表者氏名			
		事業種目			業
		資本金又は出資金の額			円
		法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。			

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

離脱

区分及びその事由 が生じた日	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
-------------------	---

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ) 法人名	〒	※ 税務署 処理欄	署名	
	納税地	電話 () -		整理番号	
	(フリガナ) 代表者氏名			部門	
	事業種目	業		決算期	
	資本金又は出資金の額	円		業種番号	
				備考	

事由の発生の基因となった事実	連結子法人又は連結子法人となる法人の 主要株主等の状況	付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり
----------------	--------------------------------	---------------------------

税理士署名押印 ◎

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	適用状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備考
---------	----	-----	------	----	------	-----------------------------	----

(規格 A 4)

改 正 前

(179 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ) 法人名	〒	電話 () -	◎
		納税地			
		(フリガナ) 代表者氏名			
		事業種目			業
		資本金又は出資金の額			円
		法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。			

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

離脱

区分及びその事由 が生じた日	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
-------------------	---

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ) 法人名	〒	※ 税務署 処理欄	署名	
	納税地	電話 () -		整理番号	
	(フリガナ) 代表者氏名			部門	
	事業種目	業		決算期	
	資本金又は出資金の額	円		業種番号	
				備考	

事由の発生の基因となった事実	連結子法人又は連結子法人となる法人の 主要株主等の状況	付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり
----------------	--------------------------------	---------------------------

税理士署名押印 ◎

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	適用状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備考
---------	----	-----	------	----	------	-----------------------------	----

(規格 A 4)

改 正 後

(176 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

1 この書類は、法人税法施行令第14条の9第2項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分の通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。

- なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②一）
◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人
◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
◇提出部数：3通（連結子法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通））
(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②二）
◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
② 当該連結子法人となる法人
◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通））
(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令14の9②三）
◇提出法人：当該連結親法人
◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3通

2 添付書類

この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。

- (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）
(注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) この書類の上欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(注) 1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。
(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
(3) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記1(3)による提出の場合には記載不要です。
(4) 「事由の発生の基因となった事実」欄は、1に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
(5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(179 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

1 この書類は、法人税法施行令第14条の9第2項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分の通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。

- なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②一）
◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人
◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
◇提出部数：3通（連結子法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通））
(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②二）
◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
② 当該連結子法人となる法人
◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通））
(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令14の9②三）
◇提出法人：当該連結親法人
◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3通

2 添付書類

この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。

- (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）
(注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) この書類の上欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(注) 1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。
(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
(3) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記1(3)による提出の場合には記載不要です。
(4) 「事由の発生の基因となった事実」欄は、1に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
また、「連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況」欄は、この書類の提出が連結子法人又連結子法人となる法人による場合、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
(5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(183 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

Header form for document 183, including fields for date, telephone, address, and company details.

平成 年 月 日 申告に係る届出書 税理士法第30条の書面提出有

Main table for document 183 with 37 rows and 4 columns, detailing tax amounts and calculations.

税理士署名押印

改正前

(186 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

Header form for document 186, including fields for date, telephone, address, and company details.

平成 年 月 日 申告に係る届出書 税理士法第30条の書面提出有

Main table for document 186 with 37 rows and 4 columns, detailing tax amounts and calculations.

税理士署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分…平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分…平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 後	改 正 前
<p>(183 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書</p>	<p>(186 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書(別表三(二)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書</p>

改 正 後

(184 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分)

個

Header form for document 184, including fields for date, tax authority, address, company name, and representative information.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

平成 年 月 日

申告に係る届出書

税理士法第30条の書面提出有

Main calculation table for document 184, with columns for tax amounts and rows for various categories like individual income, losses, and taxes.

税理士署名押印

改 正 前

(187 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分)

個

Header form for document 187, including fields for date, tax authority, address, company name, and representative information.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

平成 年 月 日

申告に係る届出書

税理士法第30条の書面提出有

Main calculation table for document 187, with columns for tax amounts and rows for various categories like individual income, losses, and taxes.

税理士署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分... 平二二五・四・一以後終了連結事業年度分

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分... 平二二五・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 後

(184 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－協同組合等である連結法人の分)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(187 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－協同組合等である連結法人の分)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七(四)を含む。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(185 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分)

個

Header form for document 185, including fields for date, location, business type, and representative information.

平成 年 月 日 送付要否 税理士法第30条の書面提出有

連結事業年度分の 申告に係る届出書

平成 年 月 日 税理士法第30条の書面提出有

Main calculation table for document 185, showing tax amounts and adjustments for the fiscal year.

税理士署名押印

改 正 前

(188 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分)

個

Header form for document 188, including fields for date, location, business type, and representative information.

平成 年 月 日 送付要否 税理士法第30条の書面提出有

連結事業年度分の 申告に係る届出書

平成 年 月 日 税理士法第30条の書面提出有

Main calculation table for document 188, showing tax amounts and adjustments for the fiscal year.

税理士署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分…平二十五年・四・一以後終了連結事業年度分

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分…平二十二年・四・一以後終了連結事業年度分